

大飯中学校校則

- ◎ 本校則の実施は、平成5年10月1日からとする
- 平成20年4月一部改正
- 平成29年4月一部改正
- 令和4年4月一部改正
- 令和6年3月一部改正
- 令和7年1月一部改正

生徒会活動の活性化と校則の見直しで真剣に取り組んだ生徒会の歴史を大切に、
「自分たちの校則」である自覚を永く伝え、自主・自律の精神を育て有意義な学校生活を送ろう。
平成5年10月改正

校則とは…

- ・生徒全員が安全かつ安心して学校生活を送るため。
- ・規則を守ることの大切さ、自分を律する心と態度を学ぶため。
- ・進学や就職に対応できる身だしなみを身につけるため。
- ◆ 学校生活(集団生活)において、必要なこと(もの)、ふさわしい行為なのか考
える。不必要、ふさわしくないのであればしない。

◎ 校内生活

- 1 学校に必要でない金品はもってこない。特別な理由でもってきた場合は、管理に留意する。
- 2 公共物は大切に扱い、破損した場合は必ず届ける。
- 3 登校後は先生の許可なく校外へ出ない。
- 4 登校時は制服とする。また、授業時は、授業内容に応じて制服や体操服に着替える。部活後の下校時は体操服でも可とする。

◎ 頭髪

- 5 中学生にふさわしい髪形とする。パーマ、染髪、脱色などはいけない。整髪料は無香料のものはよい。また、肩についたらよけいな飾りが無いゴムやピン止めで束ねる。その色は紺、黒、茶色とする。
 - ・学習や運動する上でふさわしい自然な髪形。
 - ・整髪料は寝癖を直す使用のみ認める。髪の毛を立たせる等のファッション的な使用は禁止。
 - ・眉毛や額の剃り込みは禁止。

◎ 服装

- 6 次の制服を着用する。
 - 黒色の標準型学生服とし、ズボンはノータック、ストレート。夏季は白色のカッターシャツ。いずれもボタンは表裏とも購入時のもの。
 - または、黒色のセーラー服(そで、えりに白色の3本線)に学校指定のネクタイ。夏季は白色のセーラー服に学校指定のネクタイ。(夏季のセーラー服は半そででもよい。)
 - ・学生服の上着は第1ボタンまで留める。

- ・カッターシャツ(夏季)は第2ボタンまで留める。袖ボタンは留める。
- ・ズボンは腰骨より上ではく。ホックを留める。
- ・スカートを折って短くしない。

セーラー服の中は白トレーナーや白Tシャツ, 学生服の中は白カッターシャツなどが普段の生活の基本である。特に, 卒業式や修学旅行などの特別な行事に参加する場合は, 基本を守り, 長袖体操服などを制服の下に着たりしないこと。

7 校内で過ごす際は、制服には学校指定の名札を胸ポケットにつける。

8 冬季に着用するコート, マフラーなどは華美におぼれず, 中学生らしいものとする。

インナーウェアは, 無地(またはワンポイント)のベスト, セーター, カーディガン, トレーナーを認める。色は, 黒色, 紺色, 灰色, 白色の単色の物とする。学生服やセーラー服から裾や袖が出ない長さの物を着用すること。

- ・長袖ジャージ上着を防寒用として制服の下に着用しない。
- ・制服の裾や袖からインナーを出さない。
- ・防寒用のコート, ジャンパー, マフラー, ネックウォーマー等の色等はインナーに準ずる。
- ・登下校の防寒着は, 制服の上にジャンパーやウインドブレーカー, カップズボン(上, 下)を着用してもよい(登校の仕方に関わらず)。スカートの下に体操服の長ズボンを着用してもよい。
- ・制服を脱ぎ, カーディガンで生活することは禁止(清掃時は除く)。
- ・ニット帽は禁止。

9 ベルトは黒色かそれに近い色にし, よけいな飾りが無いものとする。

- ・ベルトは黒, ステッチも黒。模様, 編みこみ, 穴あきのものは不可。

10 上ばきは学校指定のものとする。

11 通学靴は実用性を主として動きやすいものとする。

- ・体育がでる運動靴が望ましい。ハイカットはいけない。華美でないものとする。
- ・ブーツタイプや高価なものが見られるが、履いている靴が中学生の通学に必要な(ふさわしい)か考える。

12 靴下の色は白色・黒色・紺色・灰色とする。ワンポイントや3本線まではよい。女子のストッキングは茶系統の色か, 黒色とする。

13 通学かばんは黒または紺色の手さげ学生かばん, または学校推奨かばんとする。

- ・リュックサックは黒を基調として, 余計な飾りや模様のないもの。

14 雨かさは, 適切なものを使うこと。

15 雨がっぱは安全な型で, 色はアイボリー, ブルーとする。

◎ 体操服

16 体操服を必要とする活動時には学校指定のものを着用する。なお, 上着の前面には指定の名札が印刷されていること。

17 部活動の時はワンポイントまでの白色のTシャツでもよい。

◎ 通学

- 18 指定された通学路を、安全に気をつけて通学する。
- 19 大島地区、犬見、川上、三森を除いた地域で許可を受けた生徒は自転車通学ができる。自転車通学生は整備された指定の自転車（華美でなく、6段変速以下で、ドロップハンドルでないもの）を使い、指定のヘルメットを着用する。
- 20 バス通学の生徒は乗車マナーを守り、定期券を必ず携帯する。
 - ・部活動をしない生徒は、原則すぐに下校する。

◎ 町外外出

- 21 町外外出は原則として保護者と一緒とする。事情により生徒だけで外出する時は、必ず保護者の同意を得る。また、外出先では身分証明書を持ち、大飯中学校生徒として恥ずかしくない服装や言動に気をつける。
- 22 保護者同伴でない遊戯場への出入りはしない。

◎ 夜間外出

- 23 保護者の同意を得ない夜間外出や外泊はしない。
 - ・保護者同伴でない外泊は禁止。（PTAでの申し合わせ事項）

備考：

夜間外出については、平成10年12月22日PTA臨時総会で外泊禁止の申し合わせをし、現在も受け継がれています。

バッグについて

きまり その1

- ・学校への登下校は、学生カバンとリュックサックを用いることとする。
- ・リュックサックは黒を基調として、余計な飾りや模様のないものとする。

きまり その2

- ・大会参加や練習試合などの校外での対外試合に参加する場合は、リュックサックを使用すること。ただし、リュックサックに持ち物が入らない場合は、エナメルバック等を使用しても良い。

きまり その3

- ・リュックサック以外のバッグを使用する場合、バッグの色を、黒、白、紺、灰色、発色の低い青の中から選び、華美に流れないようにすること。

